

(特定疾病療養受療証：表)



1330-6-2 A
シートカット用トンボ

(特定疾病療養受療証：裏)

注意事項

1. この証によって認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保健医療機関ごとに1箇月につき1万円を限度とします。ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めることとなります。
2. 被保険者の資格がなくなったときには、直ちに、この証を市町に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
3. この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者（石川県後期高齢者医療広域連合）あての届出を市町に提出してください。
4. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。